

# 指定申請手続きの概要《基準緩和型訪問サービス A》

## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業について

大川市では、要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様で柔軟な生活支援のある地域づくりをできるだけ早期に推進していくために、平成28年2月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）を開始しました。

現在、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護から、同一基準による現行相当訪問・通所サービスに順次移行していただいている状況です。あわせて段階的に多様なサービスを導入していくこととしています。

今回、多様なサービスのひとつとして訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）を導入し、平成29年3月（予定）からの利用開始に向けて、事業所の指定申請を受け付けます。

訪問型サービスAの概要は、別紙「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）（案）」参照

## 2. 訪問型サービスAの指定申請方法について

### （1）受付

平成29年2月1日（水）～2月28日（火）

### （2）提出書類等

別紙「基準緩和型訪問サービスAの指定申請に係る添付書類一覧表」のとおり  
指定申請様式等は、後日、市ホームページにも掲載します。

（加筆修正があり得ますので、今後ホームページに掲載する様式をご利用ください）  
指定申請の手数料は無料です（郵送料は恐れ入りますがご負担ください）。

記載方法については、福岡県の指定更新書類に準拠します。

### （3）指定（事業開始日）

平成29年3月1日（水）

事業所番号については、指定決定通知書に訪問型サービスAの事業所番号を記載しますのでご確認願います。指定介護予防訪問介護と同じ番号になるのか、新しい番号を付番するのか、未定です。

### （4）指定の有効期間

6年間（平成35年2月末）

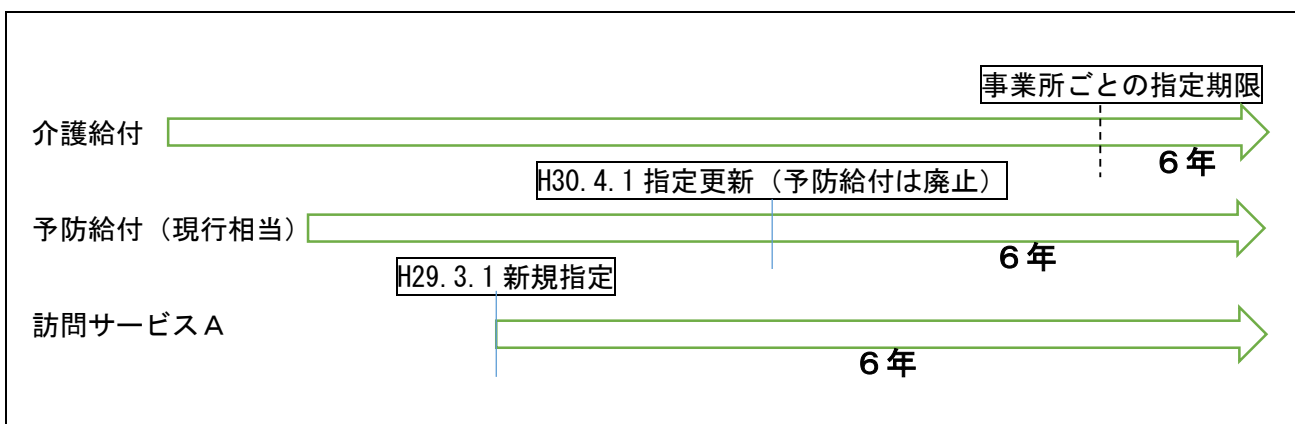
「現行相当サービス」と「訪問型サービスA」の指定更新手続きを一体的にできないか、今後検討する。

### ※総合事業の指定事業所の「みなし指定」について（下図参照）

現在、各事業所では「指定訪問介護」、「指定介護予防訪問介護」、「介護予防訪問介護現行相当サービス（総合事業）」の3つの指定があります。

このうち「現行相当サービス」は、平成27年4月1日から3年間の「みなし指定」となっており、ほぼ全国一律に平成30年3月31日で指定更新となります。

また「指定介護予防訪問介護」については、大川市以外の市町村も平成29年4月には総合事業の現行相当サービス等を開始し、平成30年3月31日までに、すべての利用者の総合事業への移行が完了することとなっているため、これをもって「指定介護予防訪問介護」は実質廃止となります。



### 3. 指定を受けるための要件について（人員、設備及び運営に関する基準）

- (1) 法人であること
- (2) 事業所の従事者の知識及び技能並びに人員が法令等に定める基準及び員数を満たしていること
- (3) 事業所の設備が法令等に定める基準を満たしていること
- (4) 法令等に定める運営に関する基準に従って適正な事業が運営できること
- (5) 法人及びその役員等が法令等に定める欠格事項に該当していないこと

指定を受けるための必要要件は、上記の(1)～(5)のとおりです。詳細は「大川市指定訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」に規定します。後日、市ホームページに基準要綱全文を掲載します。

別紙「基準比較表」、「基準緩和型訪問サービスAのQ&A」参照。

#### 4. 訪問型サービスAの事業費の請求について

別紙「訪問型サービスAサービスコード表」(案)に基づいて国保連合会経由で請求します。請求のサービスコードは「A3」となります。

現在事業所で介護報酬請求システムを使用されている場合は、大川市ホームページにサービスコードのデータを掲載しますので、システムに取り込んでいただきますようお願いいたします。  
詳しくはシステム業者にご確認ください。

問い合わせ先

〒831-8601

福岡県大川市大字酒見 256-1 大川市役所

事業所指定に関すること：

健康課介護保険係（横田） TEL 0944-85-5522(直通) FAX 0944-86-8485

E-mail [okwkaigo\\_k@city.okawa.lg.jp](mailto:okwkaigo_k@city.okawa.lg.jp)

サービス利用、給付管理に関すること：

大川市地域包括支援センター TEL 0944-85-5525(直通) FAX 0944-86-8485